

「（仮称）福井県水源涵養^{かん}地域保全条例（案）」について

1 条例の内容

第一章 総則

第二章 水源涵養地域の保全に関する施策

第一節 基本施策

第二節 土地に関する権利の移転等

第三節 小規模林地開発行為

第四節 地下水の利用

第三章 雑則

第四章 罰則

附則

第一章 総則

1 目的

- ・水源涵養地域を保全するための、基本理念、および県、関係者の責務を明らかにし、県の施策の基本事項を定め、もって豊かな水資源を将来にわたり守り引き継いでいくことを目的とします。

2 定義

- ・必要な用語を定義します。

3 基本理念

- ・水源涵養機能の保全については、水資源が県民生活や地域経済を支えていること、および森林の持つ水源涵養機能が水資源の保全に重要な役割を果たしていることを踏まえ、県、市町、土地所有者等、事業者および県民の理解と連携の下に行われなければなりません。

4 県、土地所有者、事業者および県民の責務ならびに市町との連携

- ・県、土地所有者、事業者および県民の責務ならびに市町との連携を定義します。

5 関係機関への協力要請

- ・条例の施行に当たって必要があるときは、国、森林組合その他の関係機関に対し必要な協力を要請することができます。

第二章 水源涵養地域の保全に関する施策

第一節 基本施策

6 基本施策

- ① 水源涵養地域の保安林指定の推進、森林整備の推進などを行います。
- ② 土地に関する権利の移転等の情報により、助言などを適時に行い、水源涵養地域における適正な土地利用を図ります。
- ③ 水源涵養地域における小規模林地開発行為の適正を図ります。
- ④ 水源涵養地域における地下水の適正な利用を図ります。
- ⑤ 土地所有者、事業者および県民の水源涵養地域の保全に関する理解の促進を図ります。

7 水源涵養地域の指定

- ・知事は、水源涵養機能の維持増進のために、森林を整備し保全する必要がある地域を、関係市町長の意見聴取、公告・縦覧を経て告示により水源涵養地域として指定します。

第二節 土地に関する権利の移転等

8 水源涵養地域内の土地取引等に関する事前届出制

- ・土地所有者は、水源涵養地域内の土地売買等の契約を締結しようとするときは、その30日前までに、契約当事者や土地の所在、売買後の土地の利用目的等を知事に届け出なければなりません。
 - ・知事は、届出をした土地所有者（売主）に対し、土地の利用の方法等について必要な助言を行います。
 - ・助言を受けた土地所有者（売主）は、新たな土地所有者（買主）に助言内容を伝達します。また、知事は、新たな土地所有者（買主）に直接助言することもできます。
- ※このほか、売買が行われる前に届出内容の変更があった場合の変更届出について規定します。

9 水源涵養地域内の土地を所有する法人が株式の取得等により支配^{*}された場合の届出制

※支配とは…株式の取得や出資により議決権の過半を取得された状態

- ・水源涵養地域内の土地を所有する法人が株式の取得等により支配されたときは、当該法人は法人の名称等、支配された日、所有する土地の所在等を、支配された日から30日以内に知事に届け出なければなりません。
- ・会社法に基づく基準日制度を設けている法人は、その基準日から30日以内に知事に届け出ることにより、上記の規定を満たすものとします。

10 市町長への通知

- ・知事は、水源涵養地域内の土地取引等に関する届出や、同地域内の土地を所有する法人が支配された場合の届出があったときは、その内容を土地が所在する市町長に通知します。

11 適用除外

- ・国、地方公共団体等には適用しません。

第三節 小規模林地開発行為

12 小規模林地開発行為の届出

- ・水源涵養地域（保安林を除く。）で小規模林地開発行為（0.1ヘクタール以上1ヘクタール以下）をしようとする場合は、あらかじめ知事に届け出なければなりません。

※このほか、届出内容に変更があった場合の変更届出や、開発者が事業を承継した場合の届出、事業が完了した場合の完了届出について規定します。

13 水源涵養機能の維持

- ・水源涵養地域で小規模林地開発行為をする者は、次の行為をしてはなりません。
 - ① 開発行為により水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること
 - ② 開発行為により土砂の流出や崩壊などの災害を発生させるおそれがあること
 - ③ 開発行為により水害を発生するおそれがあること

14 勧告

- ・知事は、小規模林地開発行為にかかる届出をせず、または虚偽の届出をした者、または開発行為により水の確保に著しい支障を及ぼすおそれや災害を発生させるおそれがある場合には、必要な措置を講ずるように勧告することができます。

15 命令

- ・知事は、勧告を受けた者が、その措置をしなかったときは、勧告に従うように命令することができます。
- ・また、森林の水源涵養機能などの維持のために必要があるときは、開発行為の停止その他必要な措置を講ずるよう命令することができます。

16 適用除外

- ・国、地方公共団体等には適用しません

第四節 地下水の利用

17 影響調査の実施

- ・ 水源涵養地域内で一定規模（吐出口断面積 19.6 cm²（直径 5cm の円形相当））以上の揚水設備を用いて地下水を採取しようとする者は、周辺井戸等に対する影響調査を実施するものとし、30日前までに知事に影響調査計画を届出なければなりません。
- ・ 影響調査の届出があったときに、知事は調査方法等について水源涵養地域の水資源保全の見地から意見を述べます。
- ・ 揚水設備を用いて地下水を採取しようとする者は、意見に基づいて調査を実施します。

18 採取計画の届出

- ・ 影響調査を行った者が地下水を採取する場合は、60日前までに影響調査結果報告書を添付して知事に採取計画を届出なければなりません。
- ・ 届出があったときには、知事は関係市町長の意見を聴きます。

19 採取計画変更命令

- ・ 知事は、採取計画に基づく地下水の採取が水源涵養地域の水資源に影響を生じさせると認める場合は届出の日から60日以内に限り採取計画の変更を命じることができます。

20 地下水採取量等の報告

- ・ 採取計画の届出をした者は水量測定器および水位観測器を設置し、採取量および水位を記録するとともに、定期的に採取量および水位を知事に報告しなければなりません。

21 勧告

- ・ 知事は、地下水採取に係る届出をせず、または虚偽の届出をした者、採取量等の記録や報告をしない者、または、地下水位の著しい低下など水資源保全のために必要があるときには採取量の制限等の必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

22 命令

- ・ 知事は、勧告を受けた者が、その措置をしなかったときは、勧告に従うように命令することができます。
- ・ また、水源涵養地域の水資源保全のために必要があるときは、地下水採取の停止その他必要な措置を講ずるよう命令することができます。

23 適用除外

- ・ 国、地方公共団体、水道事業者等には適用しません。

第三章 雑則

24 報告および立入検査

- ・知事は、この条例の施行に必要な場合は、届出者に対して報告や資料の提出を求め、または職員に検査や調査をさせることができます。

25 違反者の公表

- ・知事は、この条例の規定に違反した者や命令に従わない者について、その旨を公表することができます。

26 市町条例との関係

- ・この条例と同等以上の効果が期待できる市町条例がある場合には、この条例の該当する規定については適用しません。

第四章 罰則

27 罰則

- ・この条例の規定に違反した者や命令に従わない者については、過料を科すこととします。

2 施行日（予定）

平成25年4月1日

（※土地に関する権利の移転等、小規模林地開発行為および地下水の利用に関する規定については平成25年10月1日から施行）